【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月9日提出
【発行者名】	ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	7,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）
・以下「ファンド」といいます。また「年１回決算型・為替ヘッジあり」ということがあります。
・愛称として「わかば年１」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

7,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年10月10日から2027年4月9日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（含む日本）		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券　社債））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（債券　社債)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

   (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
   (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
   ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
   ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
   ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
   ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
   ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
   ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

をいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 日本を含む世界の投資適格※の「公益・金融」企業の発行する社債を実質的な投資対象とします。

・当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

※当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BBB-／Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資します。BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。

◎「公益・金融」企業の魅力

・「公益・金融」企業とは、私たちの社会基盤となる、生活に不可欠な公共サービスを提供する企業です。
・「公益・金融」企業は、その多くは収益が長期的に安定しており、財務基盤が比較的しっかりしています。
・「公益・金融」企業が発行する社債には、信用力(格付)が高いものが多く存在します。

電力、水道など　携帯電話など　石油など　鉄道・海運・空輸など　銀行・保険など

当ファンドの「公益」とは…電力・水道などに加え、通信・エネルギー・運輸も、生活に不可欠な公共サービスを提供する業種として「公益」と考えます。

■投資環境が変わる中にあっても、「公益・金融」サービスの必要性は変わりません。

2 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

・当ファンドは、実質的に投資を行う外貨建資産について、原則、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

3 年1回決算を行います。

・毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。収益分配金は、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、分配を行わない場合もあります。

◎運用プロセス

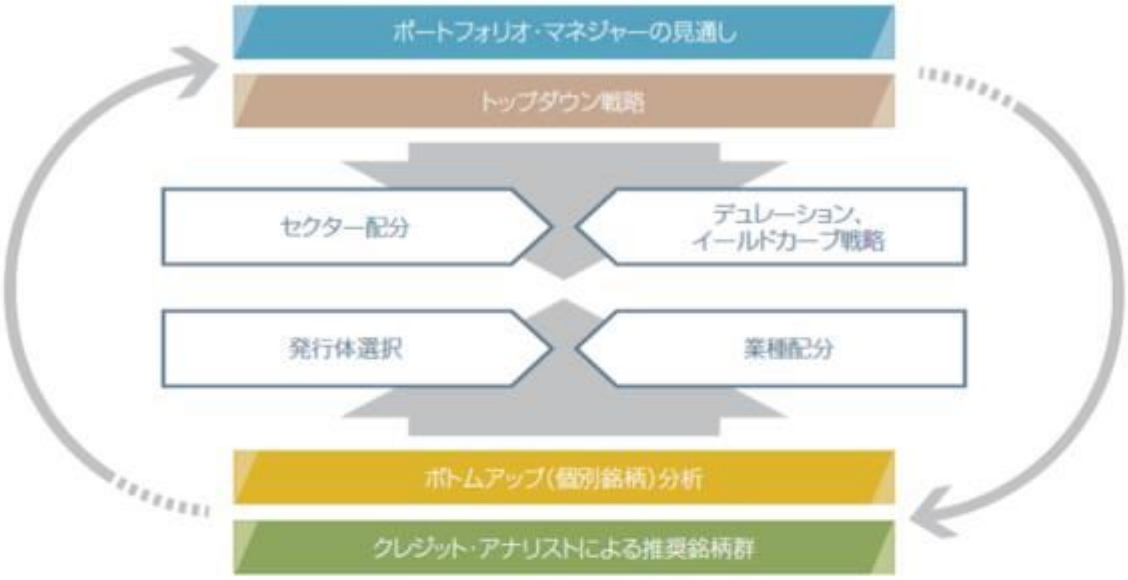

2026年7月末現在

◎当ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]
当ファンドは「UBS公益・金融社債マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

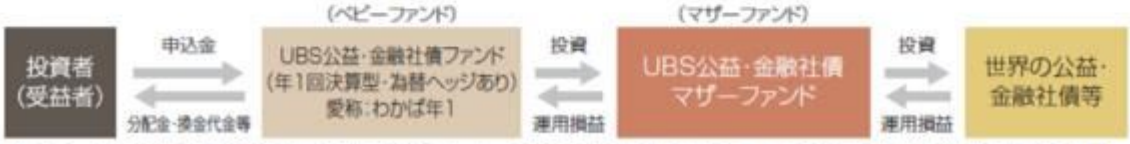

※マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド　(UBS Asset Management (UK) Ltd)
・委託の内容：有価証券等および通貨の運用

◎ 主な投資制限

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。
・投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・デリバティブ取引の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◎ 分配方針

毎決算時（毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

④　信託金限度額
・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】
2013年11月15日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】
①　ファンドの仕組み

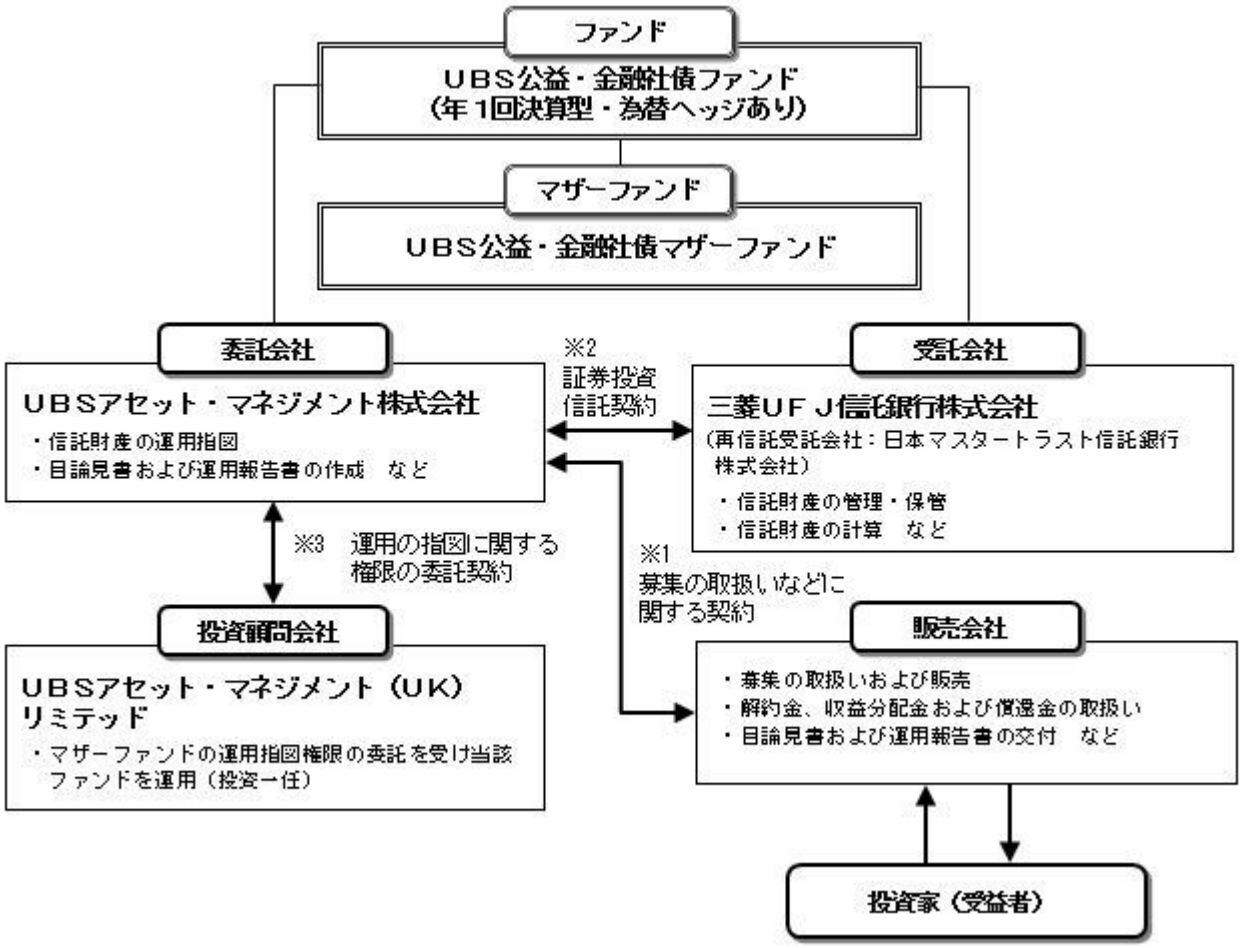

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2026年7月末現在）

1）資本金
2,200百万円

2）沿革

1996年4月1日	：ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
1998年4月28日	：ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
2000年7月1日	：ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2002年4月8日	：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2015年12月1日	：UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2024年4月2日	：クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国　チューリッヒ市　CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。
③ 実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図りま

す。
④　信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
⑤　マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。
⑥　資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）＞
ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。
１）特定資産
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
ニ）金銭債権
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第１項第4号で定めるものをいいます。）
７）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
８）コマーシャル・ペーパー
９）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14）外国法人が発行する譲渡性預金証書
15）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18）外国の者に対する権利で17）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券および９）の証券または証書のうち１）の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から７）までの証券および９）の証券または証書のうち２）から７）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10）および11）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　その他の投資対象と指図範囲
先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図、資金の借入れを行うことができます。

＜ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド＞
主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。
１）特定資産
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものをいいます。）に係る権利
ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
ニ）金銭債権
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第１項第4号で定めるものをいいます。）
７）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
８）コマーシャル・ペーパー
９）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14）外国法人が発行する譲渡性預金証書
15）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18）外国の者に対する権利で17）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券および９）の証券または証書のうち１）の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から７）までの証券および９）の証券または証書のうち２）から７）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10）および11）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　その他の投資対象と指図範囲
先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド＞

運用の基本方針

基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。
投資方針	①　主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。 ②　公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。 ③　外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。 ④　信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。 ⑤　ＵＢＳアセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥　資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①　株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。 ②　投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤　デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑦　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

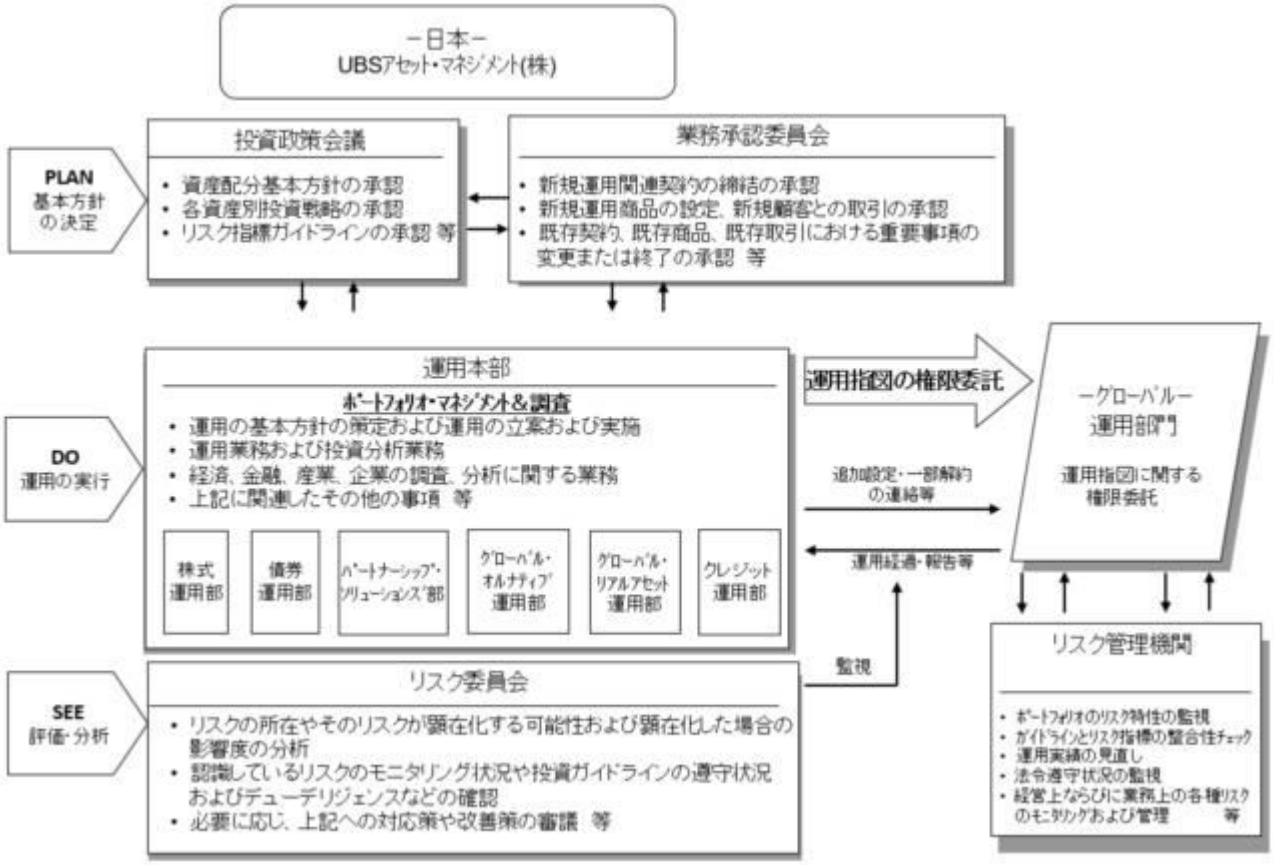

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。
当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策会議：
投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：
商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2026年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時（毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、上記１）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
３）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。
※各コースの詳細については、「第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等　（２）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
＜ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）＞
１）株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。
２）投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5％以内とします。
３）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
４）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
５）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
６）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
７）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
8）投資する株式等の範囲
イ）委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
９）先物取引等の運用指図
イ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
ロ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
10）スワップ取引の運用指図
イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ

てはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
イ）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ）11）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
ヘ）11）において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下11）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下11）において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
ト）11）において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

12）有価証券の貸付の指図および範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。
ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13）デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

14）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15）外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16）資金の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド＞
１）株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。
２）投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
３）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
４）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
５）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
６）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
７）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
８）投資する株式等の範囲
イ）委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
９）先物取引等の運用指図
イ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
ロ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
10）スワップ取引の運用指図
イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
11）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
イ）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ）11）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
ヘ）11）において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取

引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下11）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下11）において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト）11）において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

12）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13）デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

14）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15）外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　法令による投資制限

１）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

２）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

３）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

①　公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

１）金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

２）信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財

務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

② カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

③ 為替変動リスク
組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。
なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行うことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

＜その他の留意点＞

① 買付および換金申込に係る制限
・買付または換金の申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受付けを中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

② クーリング・オフ
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ 分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスクに関する留意点
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞
・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞
・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

（２）リスク管理体制
委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

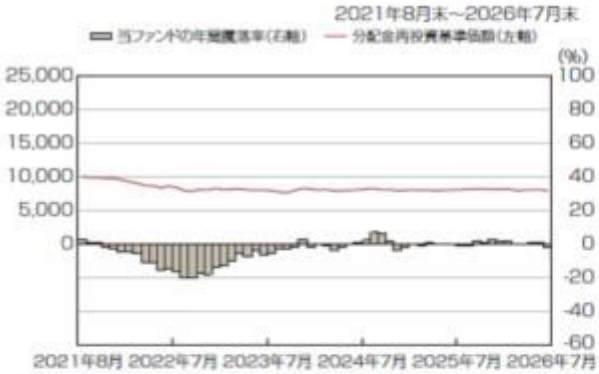

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年8月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

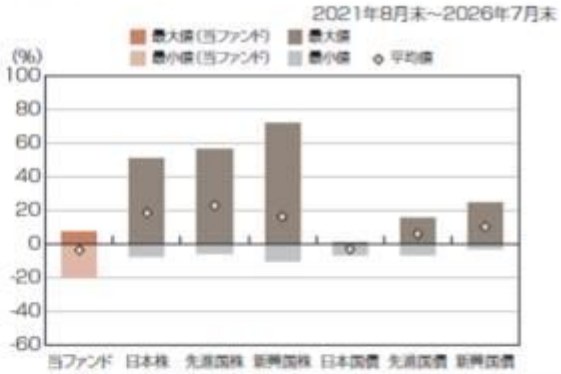

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	6.8	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△20.5	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7
平均値	△3.6	18.3	22.7	16.2	△3.0	6.0	10.2

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り

入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.155%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.05%	0.50%	0.50%	0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産から支弁します。

② 売買委託手数料等
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産から支弁します。

③ 監査費用
信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④ その他の諸費用
以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
６．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の１．から６．の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限としてファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。
前記③および④の１．から６．費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
１．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
２．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
３．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
４．保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ）の場合

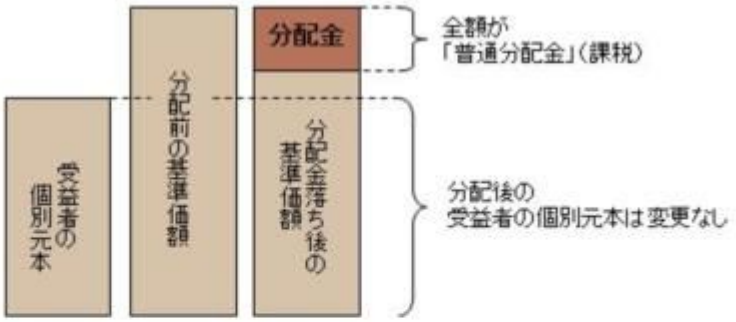

ロ）、ハ）の場合

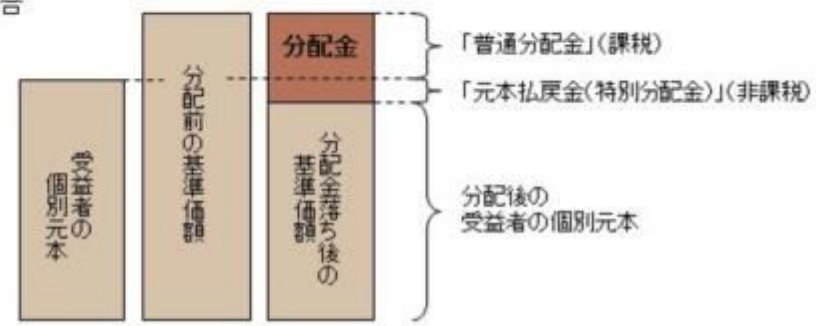

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025年7月11日～2026年7月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.25%	1.16%	0.09%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2026年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	615,400,975	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	12,874,168	2.05
合計(純資産総額)		628,275,143	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド	203,633,558	3.0647	624,075,766	3.0221	615,400,975	97.95

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.95
合計	97.95

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	85,000.00	13,605,907	13,633,396	2.17
	ユーロ	買建	32,000.00	5,907,488	5,917,398	0.94
	米ドル	売建	2,663,000.00	433,392,065	427,126,292	△67.98
	カナダ・ドル	売建	272,000.00	31,431,912	31,160,592	△4.96
	ユーロ	売建	780,000.00	144,960,660	144,236,586	△22.96
	イギリス・ポンド	売建	131,000.00	28,534,944	28,278,799	△4.50

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末　(2017年 7月10日)	23	23	1.1184	1.1184
第5計算期間末　(2018年 7月10日)	226	226	1.0953	1.0953
第6計算期間末　(2019年 7月10日)	512	512	1.1565	1.1565
第7計算期間末　(2020年 7月10日)	875	875	1.2249	1.2249
第8計算期間末　(2021年 7月12日)	1,509	1,509	1.2475	1.2475
第9計算期間末　(2022年 7月11日)	1,013	1,013	1.0466	1.0466
第10計算期間末　(2023年 7月10日)	1,001	1,001	0.9933	0.9933
第11計算期間末　(2024年 7月10日)	902	902	1.0036	1.0036
第12計算期間末　(2025年 7月10日)	782	782	1.0044	1.0044
第13計算期間末　(2026年 7月10日)	639	639	1.0009	1.0009
2025年 7月末日	779	—	1.0066	—
8月末日	778	—	1.0129	—
9月末日	757	—	1.0200	—
10月末日	748	—	1.0229	—
11月末日	745	—	1.0232	—
12月末日	740	—	1.0180	—

2026年 1月末日	727	—	1.0175	—
2月末日	717	—	1.0262	—
3月末日	680	—	0.9965	—
4月末日	665	—	1.0007	—
5月末日	657	—	1.0075	—
6月末日	656	—	1.0117	—
7月末日	628	—	0.9917	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第4期	2016年 7月12日～2017年 7月10日	0.0000
第5期	2017年 7月11日～2018年 7月10日	0.0000
第6期	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0.0000
第7期	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0.0000
第8期	2020年 7月11日～2021年 7月12日	0.0000
第9期	2021年 7月13日～2022年 7月11日	0.0000
第10期	2022年 7月12日～2023年 7月10日	0.0000
第11期	2023年 7月11日～2024年 7月10日	0.0000
第12期	2024年 7月11日～2025年 7月10日	0.0000
第13期	2025年 7月11日～2026年 7月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第4期	2016年 7月12日～2017年 7月10日	△1.1
第5期	2017年 7月11日～2018年 7月10日	△2.1
第6期	2018年 7月11日～2019年 7月10日	5.6
第7期	2019年 7月11日～2020年 7月10日	5.9
第8期	2020年 7月11日～2021年 7月12日	1.8
第9期	2021年 7月13日～2022年 7月11日	△16.1
第10期	2022年 7月12日～2023年 7月10日	△5.1
第11期	2023年 7月11日～2024年 7月10日	1.0
第12期	2024年 7月11日～2025年 7月10日	0.1
第13期	2025年 7月11日～2026年 7月10日	△0.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第4期	2016年 7月12日～2017年 7月10日	7,122,441	16,933,842
第5期	2017年 7月11日～2018年 7月10日	216,539,636	31,419,439
第6期	2018年 7月11日～2019年 7月10日	402,765,040	165,957,784
第7期	2019年 7月11日～2020年 7月10日	445,398,071	174,195,336
第8期	2020年 7月11日～2021年 7月12日	661,907,238	166,179,751

第9期	2021年 7月13日～2022年 7月11日	192,609,057	434,391,185
第10期	2022年 7月12日～2023年 7月10日	177,514,803	137,922,807
第11期	2023年 7月11日～2024年 7月10日	134,323,269	243,468,187
第12期	2024年 7月11日～2025年 7月10日	33,690,150	152,909,760
第13期	2025年 7月11日～2026年 7月10日	4,578,014	145,560,901

（参考）

ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド
以下の運用状況は2026年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	299,020,815	2.08
社債券	アメリカ	7,680,276,307	53.49
	イギリス	1,407,458,769	9.80
	オランダ	719,473,379	5.01
	カナダ	520,825,063	3.63
	イタリア	476,808,698	3.32
	ルクセンブルク	333,871,444	2.33
	ドイツ	291,035,756	2.03
	スペイン	279,692,796	1.95
	オーストラリア	276,462,620	1.93
	フランス	259,040,959	1.80
	日本	248,582,917	1.73
	ノルウェー	186,178,624	1.30
	ギリシャ	154,801,981	1.08
	ニュージーランド	121,793,061	0.85
	アイルランド	95,845,748	0.67
	韓国	94,644,448	0.66
	ベルギー	86,089,239	0.60
	スウェーデン	85,588,031	0.60
	チェコ	74,715,912	0.52
	バミューダ	65,188,839	0.45
	ポーランド	54,858,461	0.38
	リベリア	40,528,785	0.28
	オーストリア	36,600,029	0.25
	スロバキア	26,360,311	0.18
	ルーマニア	25,881,294	0.18
	ジャージー	22,150,862	0.15
	小計	13,664,754,333	95.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	394,881,879	2.75
合計(純資産総額)		14,358,657,027	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	1,500,000	15,543.38	233,150,727	15,447.95	231,719,315	3.875	2033/8/15	1.61
アメリカ	社債券	XCEL ENERGY INC 4.8%	1,300,000	14,179.62	184,335,156	14,081.89	183,064,693	4.8	2041/9/15	1.27
アメリカ	社債券	VERIZON COMM INC 2.55%	1,213,000	14,539.52	176,364,476	14,485.17	175,705,227	2.55	2031/3/21	1.22
アメリカ	社債券	FLORIDA PWR & LT 3.8%	1,170,000	12,845.64	150,294,015	12,528.28	146,580,954	3.8	2042/12/15	1.02
アメリカ	社債券	PLAINS ALL AMER 5.95%	850,000	16,469.46	139,990,491	16,315.50	138,681,824	5.95	2035/6/15	0.97
アメリカ	社債券	META PLATFORMS 4.75%	900,000	15,604.64	140,441,773	15,308.00	137,772,003	4.75	2034/8/15	0.96
アメリカ	社債券	SEMPRA 6%	850,000	16,376.05	139,196,461	16,184.64	137,569,480	6	2039/10/15	0.96
アメリカ	社債券	WALT DISNEY CO 6.2%	800,000	17,425.24	139,401,983	17,188.07	137,504,613	6.2	2034/12/15	0.96
アメリカ	社債券	VIRGINIA EL&PWR 4%	1,100,000	12,511.48	137,626,378	12,201.57	134,217,319	4	2046/11/15	0.93
アメリカ	社債券	DUKE ENERGY CAR 4%	1,000,000	13,145.99	131,459,906	12,895.32	128,953,290	4	2042/9/30	0.90
アメリカ	社債券	ERAC USA FINANCE 5.625%	830,000	15,771.03	130,899,612	15,527.29	128,876,562	5.625	2042/3/15	0.90
アメリカ	社債券	VIRGINIA EL&PWR 3.8%	800,000	15,878.27	127,026,203	15,869.98	126,959,858	3.8	2028/4/1	0.88
アメリカ	社債券	NATL RURAL UTIL 3.7%	800,000	15,709.22	125,673,778	15,677.21	125,417,749	3.7	2029/3/15	0.87
アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE /VAR	720,000	16,260.87	117,078,334	16,240.33	116,930,435	5.299	2029/7/24	0.81
アメリカ	社債券	AT&T INC 4.75%	900,000	13,276.64	119,489,763	12,798.63	115,187,732	4.75	2046/5/15	0.80
イタリア	社債券	ENI SPA 4%	625,000	18,473.36	115,458,509	18,327.61	114,547,576	4	2035/5/26	0.80
アメリカ	社債券	EVERSOURCE ENERG 1.65%	800,000	14,160.44	113,283,564	14,129.36	113,034,892	1.65	2030/8/15	0.79
アメリカ	社債券	BURLINGTON NORTH 5.4%	700,000	15,953.40	111,673,806	15,774.26	110,419,859	5.4	2041/6/1	0.77
イギリス	社債券	NAT GRD ELCT WM 5.75%	500,000	21,991.33	109,956,677	21,842.89	109,214,477	5.75	2032/4/16	0.76
オランダ	社債券	ENEL FIN INTL NV 7.5%	600,000	17,952.67	107,716,076	17,883.58	107,301,534	7.5	2032/10/14	0.75
アメリカ	社債券	PACIFIC GAS&ELEC 2.5%	720,000	14,397.58	103,662,611	14,366.04	103,435,557	2.5	2031/2/1	0.72
アメリカ	社債券	EXELON CO 5.15%	630,000	16,262.21	102,451,945	16,216.46	102,163,748	5.15	2029/3/15	0.71
アメリカ	社債券	ONCOR ELECTRIC D 3.7%	620,000	15,782.07	97,848,879	15,761.22	97,719,573	3.7	2028/11/15	0.68
アメリカ	社債券	VERIZON COMM INC 5.05%	605,000	16,076.74	97,264,311	15,902.86	96,212,342	5.05	2033/5/9	0.67
アメリカ	社債券	AT&T INC 4.35%	600,000	15,938.94	95,633,675	15,890.66	95,343,982	4.35	2029/3/1	0.66
イタリア	社債券	INTESA SANPAOLO 7.8%	500,000	19,111.04	95,555,202	18,711.50	93,557,515	7.8	2053/11/28	0.65
ノルウェー	社債券	AKER BP ASA 4%	600,000	15,425.98	92,555,880	15,386.46	92,318,775	4	2031/1/15	0.64
イギリス	社債券	BP CAPITAL PLC /VAR /PER	500,000	18,421.67	92,108,355	18,283.56	91,417,848	3.625	9999/99/99	0.64
アメリカ	社債券	COMCAST CORP 2.937%	1,100,000	8,471.39	93,185,329	8,103.39	89,137,397	2.937	2056/11/1	0.62
アメリカ	社債券	MONONGAHELA PWR 5.4%	600,000	15,087.34	90,524,084	14,813.02	88,878,120	5.4	2043/12/15	0.62

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（注）永久債の償還期限については、「9999/99/99」と表示しています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	2.08
社債券	95.17
合計	97.25

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2026年7月31日現在)

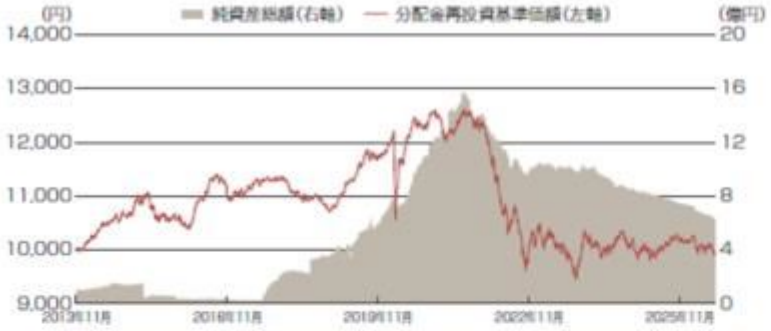

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2022年7月	0円
2023年7月	0円
2024年7月	0円
2025年7月	0円
2026年7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2026年7月31日現在)

組入上位10銘柄

	銘柄名	償還期限	利率	国名または地域	投資比率
1	US TREASURY N/B 3.875%	2033年8月15日	3.875%	アメリカ	1.61%
2	XCEL ENERGY INC 4.8%	2041年9月15日	4.800%	アメリカ	1.27%
3	VERIZON COMM INC 2.55%	2031年3月21日	2.550%	アメリカ	1.22%
4	FLORIDA PWR & LT 3.8%	2042年12月15日	3.800%	アメリカ	1.02%
5	PLAINS ALL AMER 5.95%	2035年6月15日	5.950%	アメリカ	0.97%
6	META PLATFORMS 4.75%	2034年8月15日	4.750%	アメリカ	0.96%
7	SEMPRA 6%	2039年10月15日	6.000%	アメリカ	0.96%
8	WALT DISNEY CO 6.2%	2034年12月15日	6.200%	アメリカ	0.96%
9	VIRGINIA EL&PWR 4%	2046年11月15日	4.000%	アメリカ	0.93%
10	DUKE ENERGY CAR 4%	2042年9月30日	4.000%	アメリカ	0.90%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを97.95%組入れております。

年間収益率の推移(2026年7月31日現在)

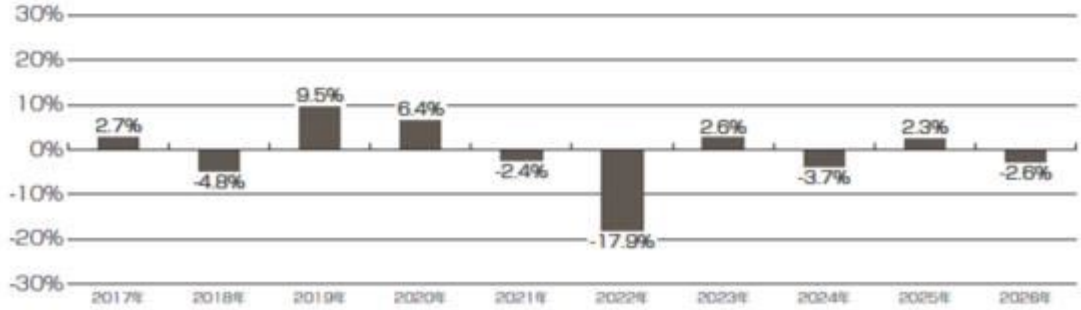

※2026年は年初から7月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（４）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
（７）申込単位（当初元本１口＝１円）
１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（９）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞
（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（４）解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.15％の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位
１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

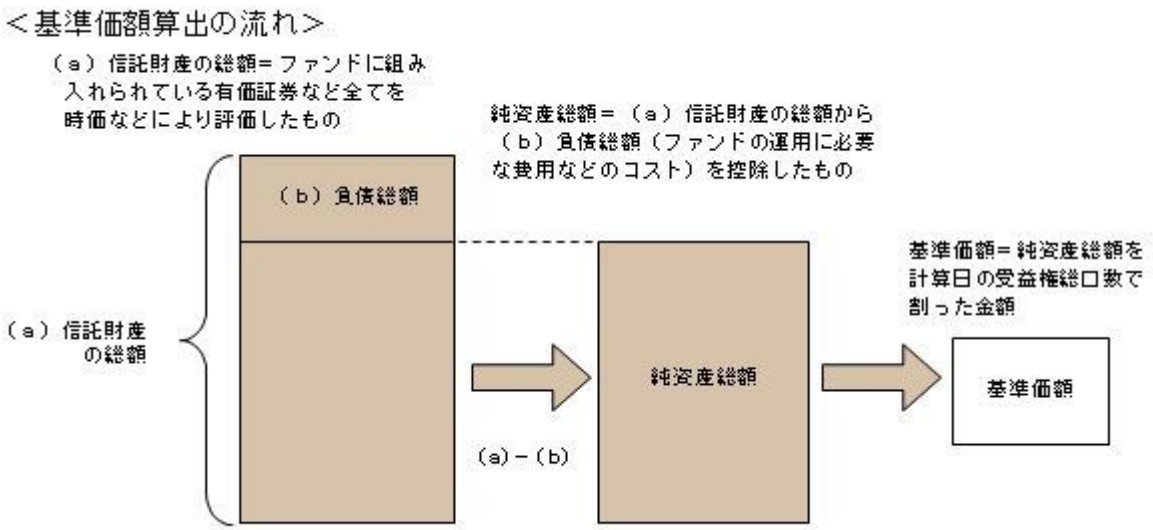

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
◇公社債（国内・外国）
原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。
・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
・価格情報会社の提供する価額
※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
＊外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2013年11月15日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

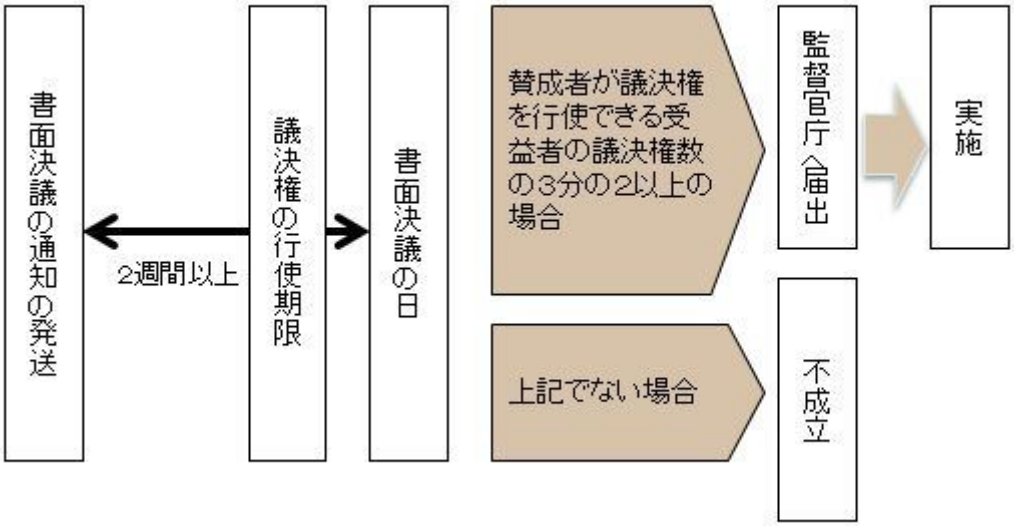

⑤　公告
公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
　ホームページ アドレス　https://www.ubs.com/japanfunds/

⑦　関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。
・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2025年 7月11日から2026年 7月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025年 7月10日現在	当期 2026年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,157,387	6,781,877
親投資信託受益証券	775,802,473	638,062,531
派生商品評価勘定	2,420,692	-
未収入金	9,000,000	7,000,000
未収利息	78	157
流動資産合計	795,380,630	651,844,565
資産合計	795,380,630	651,844,565
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,594,862	5,286,936
未払解約金	3,798,577	3,262,724
未払受託者報酬	222,278	183,782
未払委託者報酬	4,445,445	3,675,619
その他未払費用	332,597	250,966
流動負債合計	12,393,759	12,660,027
負債合計	12,393,759	12,660,027
純資産の部		
元本等		
元本	779,576,876	638,593,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,409,995	590,549
（分配準備積立金）	99,509,074	101,134,738
元本等合計	782,986,871	639,184,538
純資産合計	782,986,871	639,184,538
負債純資産合計	795,380,630	651,844,565

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年 7月11日 至　2025年 7月10日	当期 自　2025年 7月11日 至　2026年 7月10日
営業収益		
受取利息	17,567	35,269
有価証券売買等損益	△18,697,550	101,460,058
為替差損益	29,452,893	△93,586,836
営業収益合計	10,772,910	7,908,491
営業費用		
受託者報酬	461,982	397,411
委託者報酬	9,239,465	7,948,106
その他費用	694,046	559,189
営業費用合計	10,395,493	8,904,706
営業利益又は営業損失（△）	377,417	△996,215
経常利益又は経常損失（△）	377,417	△996,215
当期純利益又は当期純損失（△）	377,417	△996,215
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△62,180	1,364,007
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,272,078	3,409,995
剰余金増加額又は欠損金減少額	109,638	61,044
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	109,638	61,044
剰余金減少額又は欠損金増加額	411,318	520,268
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	411,318	520,268
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,409,995	590,549

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2025年 7月10日現在	当期 2026年 7月10日現在
１．	計算期間末日における受益権の総数	779,576,876口	638,593,989口
２．	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0044円 (10,044円)	1.0009円 (10,009円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日	当期 自 2025年 7月11日 至 2026年 7月10日
1.分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 23,594,134円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 189,275,063円 D 分配準備積立金額 75,914,940円 E 当ファンドの分配対象収益額 288,784,137円 F 10,000口当たり収益分配対象額 3,704円 G 10,000口当たり分配金額 0円 H 収益分配金金額 0円	1.分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 20,023,663円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 155,578,022円 D 分配準備積立金額 81,111,075円 E 当ファンドの分配対象収益額 256,712,760円 F 10,000口当たり収益分配対象額 4,019円 G 10,000口当たり分配金額 0円 H 収益分配金金額 0円
2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.30%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
3.その他費用 その他費用は、監査費用172,262円、目論見書印刷費用251,871円、ほふり費用14,255円、運用報告書印刷費用249,718円およびその他5,940円です。	3.その他費用 その他費用は、監査費用108,298円、目論見書印刷費用216,103円、ほふり費用12,195円、運用報告書印刷費用216,653円およびその他5,940円です。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日	当期 自 2025年 7月11日 至 2026年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券、ならびに外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2025年 7月10日現在	当期 2026年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2025年 7月10日現在	当期 2026年 7月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△10,651,287	79,656,319
合計	△10,651,287	79,656,319

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連
前期（2025年 7月10日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	30,547,871	－	30,717,189	169,318
	カナダ・ドル	2,865,534	－	2,876,515	10,981
	ユーロ	9,965,424	－	10,094,079	128,655
	イギリス・ポンド	3,168,129	－	3,170,192	2,063
	売建				
	米ドル	547,735,718	－	545,630,466	2,105,252
	カナダ・ドル	40,530,589	－	40,590,825	△60,236
	ユーロ	188,314,831	－	191,445,345	△3,130,514
	イギリス・ポンド	39,425,848	－	39,825,537	△399,689
合計		862,553,944	－	864,350,148	△1,174,170

当期（2026年 7月10日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	15,902,401	－	15,866,298	△36,103
	カナダ・ドル	1,834,507	－	1,830,147	△4,360
	ユーロ	3,709,972	－	3,706,580	△3,392
	イギリス・ポンド	1,738,937	－	1,738,361	△576
	売建				
	米ドル	447,329,485	－	450,894,285	△3,564,800
	カナダ・ドル	32,987,210	－	33,171,418	△184,208
	ユーロ	150,647,038	－	151,413,793	△766,755
	イギリス・ポンド	29,911,881	－	30,638,623	△726,742
合計		684,061,431	－	689,259,505	△5,286,936

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日	当期 自 2025年 7月11日 至 2026年 7月10日
元本の推移		
期首元本額	898,796,486円	779,576,876円
期中追加設定元本額	33,690,150円	4,578,014円
期中一部解約元本額	152,909,760円	145,560,901円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド	208,197,387	638,062,531	
合計		208,197,387	638,062,531	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年 7月10日現在	2026年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	193,601,419	301,856,199
コール・ローン	91,651,083	117,480,467
国債証券	605,500,942	304,652,192
社債券	14,580,016,431	13,907,911,604
派生商品評価勘定	333,396	-
未収入金	52,573,603	81,755,213
未収利息	196,255,647	192,846,892
前払費用	6,271,172	1,852,168
流動資産合計	15,726,203,693	14,908,354,735
資産合計	15,726,203,693	14,908,354,735
負債の部		
流動負債		
未払金	-	106,363,697
未払解約金	97,000,000	78,000,000
流動負債合計	97,000,000	184,363,697
負債合計	97,000,000	184,363,697

	2025年 7月10日現在	2026年 7月10日現在
純資産の部		
元本等		
元本	5,846,883,223	4,804,391,750
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	9,782,320,470	9,919,599,288
元本等合計	15,629,203,693	14,723,991,038
純資産合計	15,629,203,693	14,723,991,038
負債純資産合計	15,726,203,693	14,908,354,735

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2025年 7月10日現在	2026年 7月10日現在
1.	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	5,846,883,223口	4,804,391,750口
2.	開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6731円 (26,731円)	3.0647円 (30,647円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日	自 2025年 7月11日 至 2026年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 7月10日現在	2026年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	―

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年 7月10日現在	2026年 7月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,054,510	△5,187,951
社債券	157,469,849	△102,017,233
合計	158,524,359	△107,205,184

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

（2025年 7月10日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	79,105,140	－	78,771,744	333,396
合計		79,105,140	－	78,771,744	333,396

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

②開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（2026年 7月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日	自 2025年 7月11日 至 2026年 7月10日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,642,613,865円	5,846,883,223円
期中追加設定元本額	632,846,746円	163,298,094円
期中一部解約元本額	1,428,577,388円	1,205,789,567円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
ＵＢＳ　公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）	2,393,939,128円	1,695,408,773円
ＵＢＳ　公益・金融社債ファンド（為替ヘッジなし）	2,728,113,060円	2,446,128,121円
ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）	290,225,758円	208,197,387円
ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジなし）	434,605,277円	454,657,469円
合計	5,846,883,223円	4,804,391,750円

附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考

国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 3.875%	1,500,000.0000	1,450,664.06	
		US TREASURY N/B 4.125%	500,000.0000	428,281.25	
	小計		2,000,000.0000	1,878,945.31 (304,652,192)	
国債証券合計				304,652,192 (304,652,192)	
社債券	米ドル	AEGON FUNDING 5.5%	550,000.0000	552,711.25	
		AEP TEXAS 5.4%	290,000.0000	292,983.99	
		AEP TRANSMISSION 3.75%	500,000.0000	372,771.35	
		AERCAP IRELAND 3%	200,000.0000	192,596.97	
		AERCAP IRELAND 6.45%	399,000.0000	404,358.52	
		AKER BP ASA 3.1%	200,000.0000	182,282.30	
		AKER BP ASA 4%	600,000.0000	575,882.78	
		AKER BP ASA 5.6%	170,000.0000	172,445.07	
		AON CORP/AON GLO 5.35%	200,000.0000	202,943.62	
		APOLLO DEBT SOLU 5.2%	86,000.0000	84,693.64	
		ARES CAPITAL COR 7%	200,000.0000	202,140.16	
		ASB BANK LIMITED 4.155%	470,000.0000	459,197.10	
		AT&T INC 3.55%	840,000.0000	529,170.56	
		AT&T INC 4.35%	600,000.0000	595,032.82	
		AT&T INC 4.75%	900,000.0000	743,465.42	
		AT&T INC 5.4%	325,000.0000	326,838.45	
		BANK OF AMER CRP /VAR	200,000.0000	199,224.04	
		BANK OF AMER CRP /VAR	500,000.0000	503,724.62	
		BERKSHIRE HATHAW 5.15%	300,000.0000	278,798.00	
		BP CAPITAL PLC /VAR /PER	565,000.0000	556,487.79	
		BURLINGTON NORTH 5.4%	700,000.0000	694,834.53	
		CAMERON LNG 3.302%	505,000.0000	437,473.02	
		CANADIAN PACIFIC 3.1%	600,000.0000	384,177.90	
		CAPITAL ONE FINL /VAR	320,000.0000	328,866.02	
		CAPITAL ONE FINL /VAR	300,000.0000	310,300.75	
		CAPITAL ONE FINL /VAR	300,000.0000	306,635.19	
		CENTERPOINT HOUS 4.95%	550,000.0000	548,259.80	
		CHARTER COMM OPT 6.7%	400,000.0000	372,439.23	
		CITIGROUP INC /VAR	420,000.0000	370,956.54	
		COLUMBIA PIPE OC 6.036%	325,000.0000	339,067.36	
		COMCAST CORP 2.937%	1,100,000.0000	579,799.21	
		CON EDISON CO 5.5%	350,000.0000	359,471.89	
		CON EDISON CO 5.9%	180,000.0000	178,344.32	
		CONOCOPHIL CO 4.025%	200,000.0000	143,254.74	
		CONSTL ENRGY GEN 5.75%	395,000.0000	382,933.15	
		CONSUMERS ENERGY 3.25%	500,000.0000	350,414.27	
		DTE ENERGY CO /VAR	225,000.0000	226,427.00	

DUKE ENERGY CAR 4%	1,000,000.0000	817,943.67	
DUKE ENERGY CAR 5.15%	300,000.0000	298,113.70	
DUKE ENERGY FLA 3.4%	700,000.0000	498,269.89	
DUKE ENERGY PROG 5.25%	315,000.0000	319,810.32	
ENEL FIN INTL NV 7.5%	600,000.0000	670,209.53	
ENERGY TRANSFER 6.05%	300,000.0000	302,522.99	
ENERGY TRANSFER 6%	200,000.0000	191,777.20	
ENTERPRISE PRODU 4.85%	500,000.0000	454,401.65	
EQT CORP 3.9%	227,000.0000	224,889.55	
ERAC USA FINANCE 5.625%	830,000.0000	814,457.52	
EVERSOURCE ENERG /VAR	145,000.0000	144,715.34	
EVERSOURCE ENERG 1.65%	800,000.0000	704,850.45	
EVERSOURCE ENERG 4.45%	135,000.0000	132,501.60	
EXELON CO 5.15%	630,000.0000	637,456.10	
FLORIDA PWR & LT 3.8%	1,170,000.0000	935,129.51	
FRANCE TELECOM 5.375%	400,000.0000	382,643.98	
GEORGIA POWER 4%	445,000.0000	440,469.93	
GOLDMAN SACHS GP /VAR	300,000.0000	297,968.30	
GOLDMAN SACHS GP /VAR	110,000.0000	108,856.64	
GOLDMAN SACHS GP /VAR	550,000.0000	525,872.40	
GREENSAIF PIPELI 5.8528%	295,000.0000	298,374.80	
HARTFORD INSUR 4.4%	350,000.0000	287,292.26	
INTESA SANPAOLO 7.2%	300,000.0000	335,203.25	
INTESA SANPAOLO 7.8%	500,000.0000	594,544.56	
JPMORGAN CHASE /VAR	720,000.0000	728,461.51	
JPMORGAN CHASE /VAR	670,000.0000	628,140.09	
JPMORGAN CHASE /VAR	450,000.0000	440,988.11	
JPMORGAN CHASE /VAR	245,000.0000	249,354.52	
KINDER MORGAN 5.15%	80,000.0000	81,205.67	
KINDER MORGAN 5.3%	300,000.0000	300,929.07	
KINDER MORGAN EN 5.8%	500,000.0000	515,957.37	
LIBERTY MUTUAL 4.569%	200,000.0000	198,769.78	
LLOYDS BK GR PLC 4.375%	200,000.0000	199,373.61	
MARSH & MCLENNAN 5.45%	180,000.0000	167,981.19	
META PLATFORMS 4.6%	140,000.0000	136,770.09	
META PLATFORMS 4.75%	900,000.0000	873,828.85	
META PLATFORMS 4.875%	250,000.0000	240,518.62	
MIDAMERICAN ENER 6.125%	400,000.0000	422,898.62	
MIZUHO BANK LTD 5.185%	365,000.0000	360,704.62	
MONONGAHELA PWR 5.4%	600,000.0000	563,240.94	
MONONGAHELA PWR 5.85%	135,000.0000	140,048.96	
MORGAN STANLEY /VAR	295,000.0000	296,704.99	
MORGAN STANLEY /VAR	425,000.0000	418,351.79	

MORGAN STANLEY /VAR	380,000.0000	375,618.48	
MORGAN STANLEY /VAR	210,000.0000	183,547.27	
MORGAN STANLEY /VAR	345,000.0000	351,236.20	
MORGAN STANLEY /VAR	190,000.0000	187,382.90	
MORGAN STANLEY 6.375%	200,000.0000	214,029.86	
MPLX LP 5.5%	150,000.0000	150,911.81	
MPLX LP 6.2%	325,000.0000	320,890.11	
NATL RURAL UTIL 3.7%	800,000.0000	781,942.37	
NATWEST GROUP /VAR	335,000.0000	335,799.65	
NEXTERA ENERGY /VAR	150,000.0000	149,526.99	
NISOURCE INC 5.25%	320,000.0000	323,292.75	
NISOURCE INC 5.4%	450,000.0000	458,320.79	
NISOURCE INC 5.85%	210,000.0000	204,454.80	
NORFOLK SOUTHERN 3%	300,000.0000	273,821.41	
NRG ENERGY INC 4.955%	190,000.0000	187,189.97	
NTT FINANCE 2.065%	400,000.0000	350,710.18	
NTT FINANCE 4.876%	400,000.0000	398,051.71	
NVIDIA CORP 4.5%	160,000.0000	158,680.59	
NVIDIA CORP 4.95%	185,000.0000	181,282.38	
ONCOR ELECTRIC D 3.7%	620,000.0000	608,815.82	
ONCOR ELECTRIC D 3.8%	520,000.0000	381,151.16	
ONEOK INC 5.55%	95,000.0000	95,252.82	
ONEOK INC 6.625%	260,000.0000	268,235.17	
PACIFIC GAS&ELEC 2.5%	720,000.0000	644,988.87	
PACIFIC GAS&ELEC 6.75%	330,000.0000	342,022.01	
PENSKE TRUCK LE 6.05%	400,000.0000	409,236.77	
PHILLIPS 66 4.65%	450,000.0000	433,113.64	
PHILLIPS 66 CO /VAR	215,000.0000	213,412.26	
PLAINS ALL AMER 5.95%	850,000.0000	871,020.98	
PRU FUNDING ASIA /VAR	505,000.0000	482,037.65	
PUBLIC SERVICE 6.125%	400,000.0000	420,832.01	
ROYAL CARIBBEAN 6%	250,000.0000	253,541.18	
RWE FINANCE US 5.875%	240,000.0000	246,190.06	
SANTANDER UK GRP /VAR	400,000.0000	410,257.95	
SANTOS FINANCE 3.649%	410,000.0000	382,000.05	
SEMPRA 6%	850,000.0000	866,080.52	
SGSP AUSTRALIA 3.25%	200,000.0000	199,861.75	
SHELL FINANCE US 6.375%	200,000.0000	216,475.44	
SIXTH STREET LEN 6.125%	85,000.0000	85,199.10	
SOUTHERN CAL ED 2.85%	470,000.0000	443,602.07	
SOUTHERN CAL ED 4.5%	500,000.0000	425,767.36	
SOUTHERN CAL ED 4%	465,000.0000	340,403.80	
SOUTHERN CO 4.4%	600,000.0000	494,010.99	

		SOUTHWESTN EL PR 6.2%	300,000.0000	311,143.56	
		SPRINT SPECTRUM 5.152%	210,000.0000	210,352.33	
		STANDARD CHART /VAR	200,000.0000	200,738.83	
		SUMITOMO MITSU /VAR	265,000.0000	258,269.69	
		SUMITOMO MITSU /VAR	200,000.0000	193,457.26	
		T-MOBILE USA INC 5.75%	145,000.0000	149,204.81	
		TELEFONICA EMIS 5.52%	600,000.0000	540,618.23	
		TIME WARNER CABL 4.5%	750,000.0000	560,169.68	
		TRANSCANADA PL 4.625%	500,000.0000	480,959.02	
		UNION PAC CORP 3.35%	600,000.0000	426,978.16	
		UNITED PARCEL 5.05%	200,000.0000	177,466.34	
		US BANCORP /VAR	250,000.0000	255,118.86	
		VERIZON COMM INC 2.55%	1,213,000.0000	1,097,339.95	
		VERIZON COMM INC 5.05%	605,000.0000	605,178.64	
		VIRGINIA EL&PWR 3.8%	800,000.0000	790,357.16	
		VIRGINIA EL&PWR 4%	1,100,000.0000	856,311.46	
		VISTRA OPERATION 5%	260,000.0000	257,384.92	
		WALT DISNEY CO 6.2%	800,000.0000	867,359.28	
		WESTERN MIDSTRM 6.15%	500,000.0000	519,461.05	
		WILLIS NORTH AME 5.9%	570,000.0000	554,185.20	
		XCEL ENERGY INC 4.8%	1,300,000.0000	1,146,933.52	
		XLIT LTD 5.25%	200,000.0000	185,932.77	
	小計		60,925,000.0000	56,889,027.28 (9,223,986,883)	
	カナダ・ドル	AT&T INC 5.1%	350,000.0000	335,780.25	
		BANK OF MONTREAL 4.709%	250,000.0000	254,924.48	
		BELL CANADA 4.75%	410,000.0000	385,419.57	
		CAN IMPERIAL BK 5.5%	300,000.0000	309,628.11	
		CANADIAN NATL RR 4.4%	300,000.0000	307,128.94	
		CANADIAN PACIFIC 2.54%	500,000.0000	494,663.92	
		ENBRIDGE INC 5.76%	300,000.0000	313,249.05	
		HEATHROW FNDG 3.726%	200,000.0000	193,909.73	
		HYDRO ONE INC 4.46%	400,000.0000	367,848.37	
		MET LIFE GLOB 3.394%	400,000.0000	396,573.49	
		NATL GRID ELECT 5.221%	500,000.0000	527,977.28	
		NEW YORK LIFE GL 2%	300,000.0000	293,728.18	
		ONCOR ELECTRIC D 4.2%	240,000.0000	238,178.05	
		ROGERS COMMUNIC 6.56%	200,000.0000	226,871.03	
		TELUS CORP 4.85%	350,000.0000	333,114.79	
		TRANSCANADA PL 2.97%	400,000.0000	387,117.33	
		TRANSURBAN FIN 4.555%	450,000.0000	456,607.41	
		VERIZON COMM INC 4.05%	300,000.0000	244,359.46	
	小計		6,150,000.0000	6,067,079.44	

				(694,498,583)	
	ユーロ	ABANCA CORP /VAR	200,000.0000	212,273.75	
		AEROPORTI ROMA 3.625%	275,000.0000	272,233.01	
		AMPRION GMBH 4.072%	400,000.0000	395,337.10	
		AROUNDTOWN SA 3.25%	100,000.0000	96,292.21	
		AROUNDTOWN SA 3.5%	200,000.0000	196,166.12	
		ATHORA HOLDING L 6.625%	185,000.0000	192,903.08	
		BARCLAYS PLC /VAR	200,000.0000	199,826.24	
		BARCLAYS PLC /VAR	250,000.0000	244,204.89	
		BARCLAYS PLC /VAR	175,000.0000	178,423.65	
		BLUE OWL CREDIT 4.25%	150,000.0000	144,270.92	
		BP CAPITAL PLC /VAR /PER	500,000.0000	497,560.26	
		BP CAPITAL PLC 2.822%	200,000.0000	192,253.88	
		BPCE 4.5%	200,000.0000	206,622.24	
		BT FINANCE PLC 3.875%	310,000.0000	307,687.77	
		BUPA FINANCE 5%	200,000.0000	210,894.01	
		CADENT FIN PLC 4.25%	200,000.0000	205,539.00	
		CELLNEX FINANCE 3.875%	300,000.0000	292,279.71	
		CEZ AS 4.25%	300,000.0000	303,928.02	
		CEZ AS 4.375%	100,000.0000	101,495.00	
		CHORUS LTD 3.625%	260,000.0000	261,945.64	
		COCA-COLA HBC BV 4%	225,000.0000	227,830.37	
		COOPERATIEVE RAB 4%	200,000.0000	204,701.88	
		CTP NV 3.625%	175,000.0000	173,219.70	
		CTP NV 3.625%	265,000.0000	259,555.36	
		CTP NV 3.875%	200,000.0000	197,500.31	
		DIGITAL EURO FIN 3.75%	190,000.0000	186,272.02	
		DSV FINANCE BV 3.375%	190,000.0000	187,244.46	
		ELEC DE FRANCE 2%	400,000.0000	236,629.09	
		ELM BV SWISS PRI 3.125%	200,000.0000	193,997.04	
		ENEL FIN INTL NV /STEP	400,000.0000	372,226.52	
		ENGIE 3.875%	300,000.0000	305,150.72	
		ENI SPA /VAR /PER	380,000.0000	373,689.04	
		ENI SPA /VAR /PER	165,000.0000	162,996.27	
		ENI SPA 4%	625,000.0000	623,695.49	
		EUROBANK /VAR	275,000.0000	276,099.06	
		EUROBANK /VAR	300,000.0000	294,274.77	
		EUROFINS SCIEN 3.875%	190,000.0000	188,682.45	
		EUROGRID GMBH 3.915%	200,000.0000	201,026.14	
		EXOR NV 3.75%	190,000.0000	184,178.17	
		FASTIGHETS AB BA 3.625%	375,000.0000	365,853.83	
		FCC AQUALIA SA 2.629%	150,000.0000	149,427.47	
		GOODMAN AUST FIN 4.25%	240,000.0000	245,334.17	

	IMPERIAL BRANDS 3.875%	330,000.0000	324,266.30	
	INFORMA PLC 3.375%	220,000.0000	216,838.47	
	KONINKLIJKE KPN 3.375%	300,000.0000	288,349.84	
	MILEWAY 4.375%	330,000.0000	329,294.67	
	NATL BK GREECE /VAR	275,000.0000	270,972.58	
	P3 GROUP SARL 4.625%	200,000.0000	205,943.58	
	PROLOGIS INTL II 1.625%	200,000.0000	178,274.84	
	RAIFFEISEN BK IN /VAR	200,000.0000	198,521.43	
	REDEXIS SA 4.375%	400,000.0000	406,346.19	
	SARTORIUS FIN 3.75%	300,000.0000	300,467.35	
	SIG COMBIBLOC PU 4%	245,000.0000	246,079.30	
	SLOVENSKE ELEKTR 3.875%	145,000.0000	143,604.37	
	SOC NA 4.625%	140,000.0000	140,507.50	
	SOCIETE GENERALE /VAR	300,000.0000	296,200.08	
	SOUTH E POWER 4.102%	185,000.0000	183,656.10	
	SVENSKA HNDLSBKN 3.25%	100,000.0000	99,200.30	
	SWISSCOM FIN 3.625%	145,000.0000	143,937.73	
	TAURON POLSKA SA 2.375%	300,000.0000	295,638.00	
	TERNA RETE 3%	370,000.0000	362,385.77	
	TOTALENERGIES SE/VAR/PER	380,000.0000	337,201.18	
	TRANSURBAN FIN 4.143%	130,000.0000	131,508.70	
	UBS GROUP /VAR	200,000.0000	197,806.89	
	VAR ENERGI ASA 3.875%	200,000.0000	200,200.18	
	VERIZON COMM INC 2.875%	300,000.0000	263,941.67	
	VIER GAS TRANSPO 3.375%	100,000.0000	98,709.54	
	VIER GAS TRANSPO 3.5%	300,000.0000	299,509.36	
	VONOVIA SE 1.625%	200,000.0000	103,079.23	
	VONOVIA SE 4.375%	300,000.0000	292,933.62	
	VONOVIA SE 4%	200,000.0000	194,002.08	
	WINTERSHALL FIN 1.823%	300,000.0000	268,875.79	
	WINTERSHALL FIN 4.357%	325,000.0000	326,034.28	
小計		18,160,000.0000	17,666,007.75 (3,276,514,457)	
イギリス・ポンド	AGEAS 4.75%	400,000.0000	399,155.70	
	BARCLAYS PLC /VAR	300,000.0000	312,468.33	
	BRITISH LAND 5.25%	205,000.0000	204,641.50	
	CADENT FINANCE P 2.75%	440,000.0000	251,730.94	
	DERWENT LONDON 1.875%	400,000.0000	336,554.18	
	DERWENT LONDON 5.25%	140,000.0000	138,514.73	
	EASTERN POWER 5.375%	315,000.0000	294,027.18	
	GREAT PORT ESTAT 5.375%	260,000.0000	258,657.71	
	MARKS & SPENCER 5.125%	145,000.0000	142,027.61	
	NAT GRD ELCT WM 5.75%	500,000.0000	508,282.15	

	小計		3,105,000.0000	2,846,060.03 (619,359,583)	
	オーストラリア・ドル	QPH FINANCE CO P 5.302%	110,000.0000	107,723.49	
		QUBE TREASURY 5.6%	460,000.0000	456,218.65	
		TRANSURBAN QLD 3.25%	300,000.0000	266,967.34	
	小計		870,000.0000	830,909.48 (93,552,098)	
社債券合計				13,907,911,604 (13,907,911,604)	
合計				14,212,563,796 (14,212,563,796)	

(注)

1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。

3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	2銘柄	3.2%	2.1%
	社債券	145銘柄	96.8%	64.8%
カナダ・ドル	社債券	18銘柄	100.0%	4.9%
ユーロ	社債券	73銘柄	100.0%	23.1%
イギリス・ポンド	社債券	10銘柄	100.0%	4.4%
オーストラリア・ドル	社債券	3銘柄	100.0%	0.7%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2026年 7月31日現在です。

【ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	629,688,241円
Ⅱ　負債総額	1,413,098円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	628,275,143円
Ⅳ　発行済口数	633,529,032口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9917円

（参考）

ＵＢＳ　公益・金融社債マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	14,373,657,027円
Ⅱ　負債総額	15,000,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,358,657,027円
Ⅳ　発行済口数	4,751,248,754口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0221円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2026年7月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。
取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。
取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。
代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。
取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

②　投資運用の意思決定機構

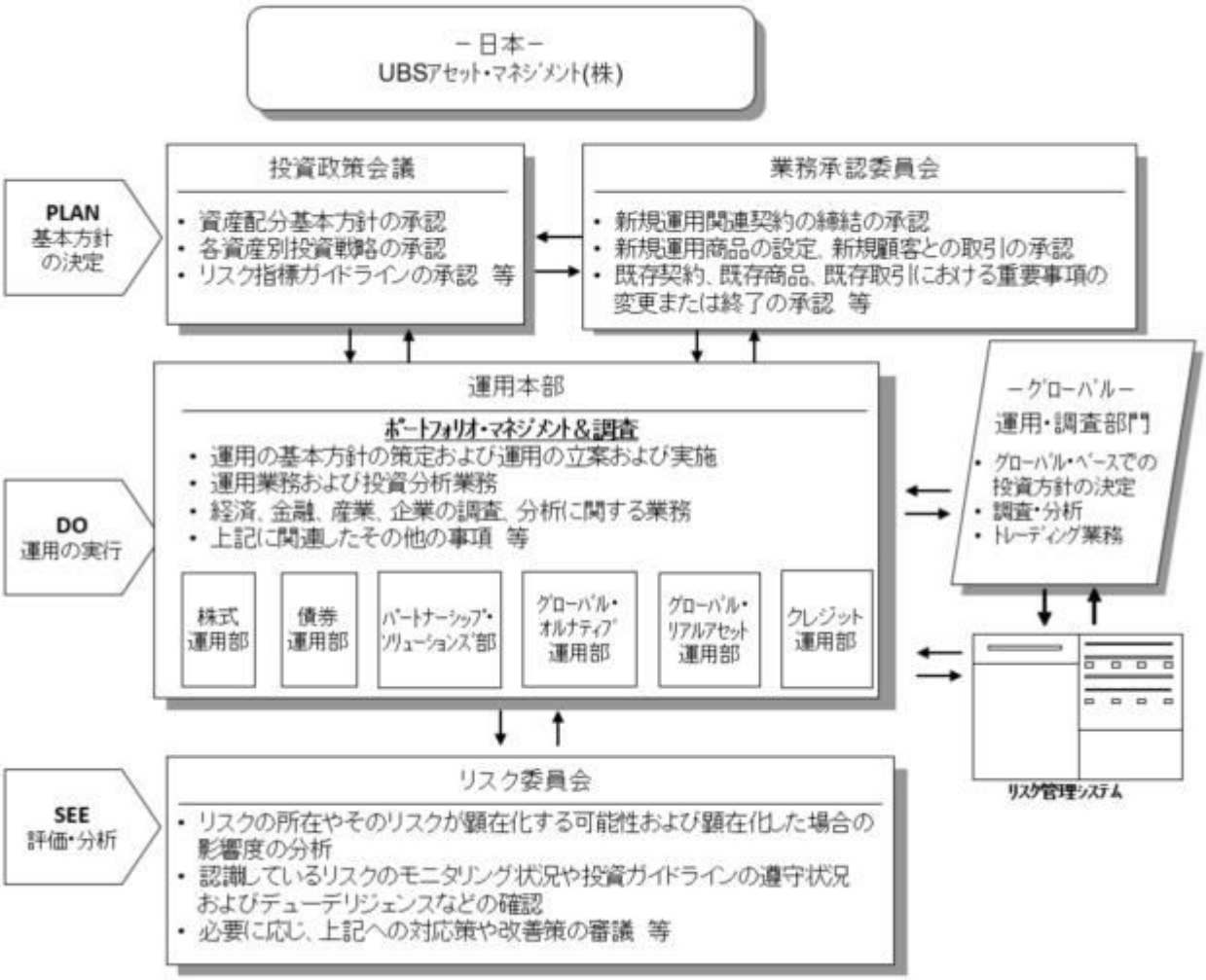

※2026年7月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は2026年7月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	27	27,138
追加型株式投資信託	74	521,495
合計	101	548,632

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38 年大蔵省令第59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282 条および第306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19 年8 月6 日内閣府令第52 号）に基づいて作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年1月 1日から2026年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度（2024年12月31日）		当事業年度（2025年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		2,535,404		2,884,039
未収入金	*1		184,711		107,096
未収委託者報酬			579,091		597,596
未収運用受託報酬	*1		560,509		510,685
その他未収収益	*1		641,829		687,244
前払費用			18,005		15,708
その他			3,577		62
流動資産計			4,523,128		4,802,433
固定資産					
投資その他の資産			498,189		553,861
前払年金費用		223,189		301,861	
繰延税金資産		255,000		252,000	
ゴルフ会員権		20,000		-	
固定資産計			498,189		553,861
資産合計			5,021,318		5,356,295

期別		前事業年度（2024年12月31日）		当事業年度（2025年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			48,296		50,467
未払費用	*1		1,306,303		1,219,809
未払消費税等			10,467		25,834
未払法人税等			82,550		224,970
賞与引当金			645,318		628,977

有給休暇引当金			-		95,833
その他			22,385		6,788
流動負債計			2,115,322		2,252,680
固定負債					
退職給付引当金			1,411		2,870
固定負債計			1,411		2,870
負債合計			2,116,733		2,255,551
（純資産の部）					
株主資本			2,904,584		3,100,743
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			704,584		900,743
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		154,584		350,743	
繰越利益剰余金		154,584		350,743	
純資産合計			2,904,584		3,100,743
負債・純資産合計			5,021,318		5,356,295

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）		当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			4,005,468		3,641,971
運用受託報酬	*1*2		1,954,971		1,700,332
その他営業収益	*1*3		2,468,820		2,671,548
営業収益計			8,429,260		8,013,853
営業費用					
支払手数料			1,676,399		1,503,111
広告宣伝費			69,921		58,137
調査費			2,669,100		2,304,951
調査費		128,096		102,992	
委託調査費	*1	2,541,003		2,201,958	
委託計算費			201,221		204,309
営業雑経費			50,092		59,644
通信費		791		458	
印刷費		38,243		40,027	
協会費		9,909		9,066	
その他	*1	1,147		10,091	
営業費用計			4,666,734		4,130,153
一般管理費					
給料			2,144,147		2,073,093
役員報酬		161,936		284,961	
給料・手当	*1	1,388,310		1,227,545	
賞与		593,900		468,620	
有給休暇引当金繰入		-		91,966	
交際費			6,429		7,740
旅費交通費			36,934		44,175
租税公課			44,787		39,421
不動産賃借料			243,048		218,472
退職給付費用			96,088		140,766
事務委託費	*1		818,475		712,627
諸経費			52,120		47,605
一般管理費計			3,442,032		3,283,903
営業利益			320,493		599,796
営業外収益					
受取利息		202		1,113	
為替差益		-		37,873	
雑収入		38		13	
営業外収益計			240		39,000
営業外費用					
支払利息	*1	2		-	
為替差損		17,632		-	
雑損失		6,933		3,694	
営業外費用計			24,569		3,694
経常利益			296,164		635,102
税引前当期純利益			296,164		635,102
法人税、住民税及び事業税			130,993		281,363
法人税等調整額			10,600		3,000
当期純利益			154,571		350,738

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
当期純利益			154,571	154,571	154,571	154,571
当期中の変動額合計			△ 180,768	△ 180,768	△ 180,768	△ 180,768
当期末残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 154,580	△ 154,580	△ 154,580	△ 154,580
当期純利益			350,738	350,738	350,738	350,738
当期中の変動額合計			196,158	196,158	196,158	196,158
当期末残高	2,200,000	550,000	350,743	900,743	3,100,743	3,100,743

[注記事項]
（重要な会計方針）
1．　引当金の計上基準
（1）賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。
前払年金費用のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）	当事業年度（2025年12月31日）
4,649千円	13,566千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

（3）有給休暇引当金
有給休暇引当金は、当期末会計期間末までに付与された従業員の有給休暇の未使用分のうち、使用されると見込まれる分を引当計上しております。

2．　重要な収益及び費用の計上基準
（1）委託者報酬
委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
（2）運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
（3）成功報酬
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
（4）その他営業収益
当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

3．　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）
1．　繰延税金資産の回収可能性
（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	252,000

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）
該当ありません

（未適用の会計基準等）
・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第34号　2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正
（1）概要
国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。
（2）適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。
（3）当該会計基準等の適用による影響
現時点において評価中であります。

（貸借対照表関係）
*1 関係会社に対する資産及び負債
各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
現金・預金	1,453,958	1,416,373
未収入金	14,939	10,565
未収運用受託報酬	30	30
その他未収収益	325	159
未払費用	95,435	98,019

（損益計算書関係）
*1 関係会社との取引
各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	当事業年度 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
運用受託報酬	28	28
人件費	21	6
事務委託費	777,122	745,685

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日	当事業年度 自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日
投資助言報酬	153,494	272,464

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）
1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023年12月31日	2024年3月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）
1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2.　配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	154,580	7,156	2024年12月31日	2025年3月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第31期 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	350,700	16,236	2025年12月31日	第31期 定時株主総会の翌日

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。
未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。
その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．金融商品の時価等に関する事項

（注）1．金融商品の時価の算定方法
2025年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。
なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年12月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	2,535,404	-
未収入金	184,711	-
未収委託者報酬	579,091	-
未収運用受託報酬	560,509	-
その他未収収益	641,829	-
合計	4,501,545	-

当事業年度（2025年12月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	2,884,039	-
未収入金	107,096	-
未収委託者報酬	597,596	-
未収運用受託報酬	510,685	-
その他未収収益	687,244	-
合計	4,786,661	-

（退職給付関係）
前事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1．　採用している制度の概要
当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。
当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2．　確定給付制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	△30,654
退職給付の支払額	△60,315
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	962,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の当期発生額	39,800
事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	△60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	962,221
年金資産	△1,184,000
小計	△221,778
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	△223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	△6,033
数理計算上の差異の費用処理額	△70,455
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注)上記の他、特別退職金52,599千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項
①　年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	23%
その他	35%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.910%
長期期待運用収益率　0.58%
予定一時金選択率 100.000%

3．　確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358千円でありました。

当事業年度（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

1．　採用している制度の概要
当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。
当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2．　確定給付制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	962,221
勤務費用	74,267
利息費用	13,074
数理計算上の差異の当期発生額	△61,349
退職給付の支払額	△127,443
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	860,770

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,184,000
期待運用収益	6,615
数理計算上の差異の当期発生額	△11,347
事業主からの拠出額	107,935
退職給付の支払額	△127,443
年金資産の期末残高	1,159,761

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	860,770
年金資産	△1,159,761
小計	△298,991
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△298,991
退職給付引当金	2,870
前払年金費用	△301,861
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△298,991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	74,267
利息費用	13,074
期待運用収益	△6,615
数理計算上の差異の費用処理額	△50,002
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	30,722

(注)上記の他、特別退職金87,501千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項
①　年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	24%
その他	34%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　1.425%
長期期待運用収益率　0.58%
予定一時金選択率 100.000%

3．　確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,542千円でありました。

（税効果会計関係）
1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	21,400	20,000
減価償却超過額	77,400	105,600
資産除去債務	81,400	96,500
未払事業税	8,200	12,100
株式報酬費用	29,000	24,600
賞与引当金	169,900	142,500
有給休暇引当金	-	29,300
その他	3,300	4,900
繰延税金資産小計	390,600	435,500
評価性引当額	△81,000	△96,000
繰延税金資産合計	309,600	339,500
繰延税金負債		
前払年金費用	54,600	87,500
繰延税金負債合計	54,600	87,500
繰延税金資産純額	255,000	252,000

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.95%	11.42%
過年度法人税等	0.45%	0.63%
評価性引当額の増減	6.42%	2.33%
均等割	0.77%	0.36%
その他	△ 0.41%	△ 1.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.81%	44.17%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%へ変更して計算しております。なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

（収益認識関係）
1．収益を分解した情報
収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
委託者報酬	4,005,468	3,641,971
運用受託報酬	1,740,517	1,445,295
成功報酬（注）	214,454	255,036
その他営業収益	2,468,820	2,671,548
合計	8,429,260	8,013,853

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）
1．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報
（1）製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。
（2）地域に関する情報
営業収益

前事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

日本	米国	その他	合計
1,913,478千円	1,589,734千円	920,579千円	4,423,792千円

当事業年度（自　2025年1月1日　至 2025年12月31日）

日本	米国	その他	合計
1,662,384千円	1,848,749千円	860,747千円	4,371,881千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,473,651千円	投資運用

当事業年度（自　2025年1月1日　至 2025年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,671,576千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1．　関連当事者との取引

前事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス．エイ．ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億米国ドル	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	1,453,958
							増加	5,931,641		
							減少	5,539,985		
							運用受託報酬	28	未収入金	14,939
							事務委託費	722,954	未収運用受託報酬	30
							人件費	21	未払費用	85,323
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	54,167	その他未収収益	325
									未払費用	10,112

（注）1．　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	296,988	その他未収収益	63,817
							委託調査費	141,970	未収入金	70,489
							事務委託費(受取)	29,953	未払費用	118,035
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替人件費、社会保険料などの立替	事務委託費	377,406	未収入金	13,096
							不動産関係費	243,048	その他未収収益	10
							人件費（受取）	3,288	未払費用	187,268
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	37,280	その他未収収益	16,999
							委託調査費	130,591	未払費用	23,992
							事務委託費(受取)	38,398		
	UBS Asset Management	シンガ	3.9百万シンガ	資産	なし	兼業業務資産運用業務及	その他営業収益	193,080	その他未収収益	53,615
							委託調査費	255,845	未払費用	55,753

社の子会社等	(Singapore) Ltd	ポール	ポールドル	運用業		び、それに関する事務委託等	事務委託費	20,121		
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	231,284 1,156,513 269,632	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,595 72,155 133,175
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,491,778 663,769 262,084	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,720 316,011 152,914
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	32,891 110,089 19,080	その他未収収益 未払費用	20,462 40,784
	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	1,515 65,149	未収入金 その他未収収益 未払費用	61,200 9,437 61,577
	クレディ・スイス証券株式会社	東京都千代田区大手町	39,050百万円	証券業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	105,034	その他未収収益 未払費用	25,446 61,773

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
5. UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024年4月１日付でUBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS O’Connor LLCを吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS O’Connor LLCの各取引金額とAsset Management (Americas) LLCの取引金額を合算し記載しております。
6. UBS Asset Management Switzerland A.G.は、2024年8月30日付でCredit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.とUBS Asset Management Switzerland A.G.の取引金額を合算し記載しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）
(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス．エイ．ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.34億米国ドル	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	 4,654,916 4,692,501 28 729,696 6	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,416,373 10,565 30 96,312
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	15,988	その他未収収益 未払費用	159 1,707

(注) 1. ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	231,044 189,570 33,724	その他未収収益 未収入金 未払費用	64,658 4,618 87,949
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	300,541 218,472 22,933	未収入金 未払費用	37,672 264,117
	UBS Asset Management	オーストラリア・	29百万オースト	資産	なし	兼業業務 資産運用業務及	その他営業収益 委託調査費	33,005 114,066	その他未収収益 未払費用	12,314 38,528

会社の子会社等	(Australia) Ltd	シドニー	ラリアドル	運用業		び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	6,429		
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	13.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	258,878 165,307 23,334	その他未収収益 未払費用	44,838 45,700
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	202,005 869,813 221,326	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,451 55,618 100,751
	UBS Asset Management (Americas)LLC.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,744,771 702,807 221,245	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,608 408,153 179,820
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	25,299 102,214 12,772	その他未収収益 未払費用	16,961 44,973
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	20,903 43,783	未収入金 その他未収収益	2,449 10,209

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記
親会社情報
直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)
親会社の親会社 ユービーエス．エイ．ジー(銀行) (非上場)
最終的な親会社 UBS Group AG ― Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	134,471円52銭	143,552円95銭
1株当たり当期純利益金額	7,156円09銭	16,237円91銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益（千円）	154,571	350,738
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	154,571	350,738
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

（1）中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 (2026年6月30日)	
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,511,034
未収入金			98,343
未収委託者報酬			583,697
未収運用受託報酬			419,163
その他未収収益			1,045,784
その他			172
流動資産計			4,658,195
固定資産			
投資その他の資産			517,348

前払年金費用		320,648	
繰延税金資産		196,700	
固定資産計			517,348
資産合計			5,175,543

期別		当中間会計期間末（2026年6月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
（負債の部）			
流動負債			
預り金			38,061
未払費用			1,807,944
未払消費税等			82,484
未払法人税等			10,374
賞与引当金			348,584
有給休暇引当金			95,684
その他			952
流動負債計			2,384,086
固定負債			
退職給付引当金			4,396
固定負債計			4,396
負債合計			2,388,482
（純資産の部）			
株主資本			2,787,061
資本金			2,200,000
利益剰余金			587,061
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		37,061	
繰越利益剰余金		37,061	
純資産合計			2,787,061
負債・純資産合計			5,175,543

（２）中 間 損 益 計 算 書

期別		当中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
営業収益			
委託者報酬			1,966,223
運用受託報酬			1,056,482
その他営業収益			1,116,278
営業収益計			4,138,984
営業費用			
支払手数料			766,393
広告宣伝費			17,899
調査費			1,357,370
調査費		63,921	
委託調査費		1,293,448	
委託計算費			99,850
営業雑経費			14,056
通信費		226	
印刷費		9,920	
協会費		3,150	
その他		758	
営業費用計			2,255,570
一般管理費			
給料			929,297
役員報酬		185,152	
給料・手当		478,404	
賞与		264,826	
有給休暇引当金繰入		914	
交際費			4,507
旅費交通費			15,537
租税公課			22,667
不動産賃借料			109,003
退職給付費用			128,991
事務委託費			555,893
諸経費			25,143
一般管理費計			1,791,042

営業利益			92,372
営業外収益			
受取利息		1,127	
雑収入		7	
営業外収益計			1,134
営業外費用			
為替差損		5,711	
営業外費用計			5,711
経常利益			87,795
税引前中間純利益			87,795
法人税、住民税及び事業税			△ 4,521
法人税等調整額			55,300
中間純利益			37,017

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2026年1月1日　至　2026年6月30日）　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	350,743	900,743	3,100,743	3,100,743
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 350,700	△ 350,700	△ 350,700	△ 350,700
中間純利益			37,017	37,017	37,017	37,017
当中間期変動額合計			△ 313,682	△ 313,682	△ 313,682	△ 313,682
当中間期末残高	2,200,000	550,000	37,061	587,061	2,787,061	2,787,061

[注 記 事 項]

（重要な会計方針）

1.　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

(3) 有給休暇引当金
有給休暇引当金は、当中間会計期間末までに付与された従業員の有給休暇の未使用分のうち、使用されると見込まれる分を引当計上しております。

2.　重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益
当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

3.　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

1.　消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期 中間会計期間
自　2026年 1月 1日
至　2026年 6月30日

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	350,700	16,236	2025年 12月31日	2026年 3月26日

（金融商品関係）

1.　金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。
なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第32期 中間会計期間

自　2026年 1月 1日
至　2026年 6月30日

1.収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	1,966,223千円
運用受託報酬	772,430千円
成功報酬（注）	284,052千円
その他営業収益	1,116,278千円
合計	4,138,984千円

（注）　成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報）

第32期 中間会計期間
自　2026年 1月 1日
至　2026年 6月30日

1.　セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報
営業収益

日本	米国	その他	合計
1,035,740千円	732,464千円	404,556千円	2,172,761千円

（注）営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,116,292千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（1株当たり情報）

第32期 中間会計期間 自　2026年 1月 1日 至　2026年 6月30日	
1株当たり純資産額	129,030円60銭
1株当たり中間純利益金額	1,713円76銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	37,017千円
普通株式に係る中間純利益	37,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2026年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	

静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	
八十二証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
ＵＢＳ ＳｕＭｉ ＴＲＵＳＴ ウェルス・マネジメント株式会社※	5,165百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※　運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

（注）販売会社によっては、「ＵＢＳ　公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）」、「ＵＢＳ　公益・金融社債ファンド（為替ヘッジなし）」、「ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）」および「ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジなし）」の間のスイッチングを取り扱う場合があります。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド	172百万英国ポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。

（２）販売会社
該当事項はありません。

（３）投資顧問会社
該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
②　ファンドの基本的性格など
③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤　目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨　投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２６年3月１８日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　稲　葉　宏　和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２５年1月１日から２０２５年１２月３１日までの第３１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２５年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年9月24日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲葉　宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）の2025年7月11日から2026年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）の2026年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２６年9月１５日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川 井 恵一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲 葉 宏 和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２６年1月1日から２０２６年１２月３１日までの第３２期事業年度の中間会計期間（２０２６年1月1日から２０２６年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２６年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２６年1月1日から２０２６年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。